

宮崎県公報

令和4年12月5日(月曜日) 第 363 号

宮 発 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

○保安林の指定・・・・・・・・・・(自然環境課) 1 ○県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入 札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部 を改正する告示……………… (//) 1 ○道路の区域の変更…………………(道路保全課) 2 ○道路の供用の開始(2件) ……… (// // //) 2

頁 ○クリーニング師試験の実施………(衛生管理課)2 ○土地改良区の役員の就退任の届出………(農村整備課)3 ○二級建築士免許の取消し…………(建築住宅課) 4 企業局企業管理規程 ○宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正す る企業管理規程…………………4

海区漁業調整委員会指示

宮崎県告示第 796号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 326-49、丙 326 - 96
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 797号

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(平成21年宮崎県告示第 409号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 [略]

し、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる

(1)・(2) [略]

(3) 印鑑証明書

(4)~(17) [略]

(変更等の届出)

やかに競争入札参加資格審査事項等変更届(別記様式第10号)に よりその旨を知事に届け出なければならない。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 [略]

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ し、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる

(1)・(2) [略]

(3)~(16) [略]

(変更等の届出)

第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速|第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速 やかに競争入札参加資格審査事項等変更届(別記様式第10号)に よりその旨を知事に届け出なければならない。

(1)~(4) [略]

宮崎県公報

(5) <u>第5条第2項第15号</u>の委任状の記載事項を変更したとき。 (5) <u>第5条第2項第14号</u>の委任状の記載事項を変更したとき。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「圓」を削る。

別記様式第6号中「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」 に改める。

別記様式第7号及び別記様式第10号中「印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関 する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 798号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年12月5日から同年同月19日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	r O	路線名	区間	新旧	敷地の幅 員	延長
番号	種	類	ET 10X 1		の別	(メートル)	(メートル)
360	県道	Į.	田代八重綾線	東諸県郡総町大字北俣中尾国有材 2098-ろ材小班から同郡同町同大字中尾国有材 水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新	8. 9~ 15. 8 18. 4~ 38. 6	29. 7

宮崎県告示第 799号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月5日から同年同月19日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道距種	各の類	路線名	区	間	供用開始の期日
313	県道	道	杉安高 鍋線	町大 ² 字北 ⁴ 15番 : から 町同	郡高鍋 字上江 中牧75 2 地先 同大字同 た番1 まで	令和4年12月5日

宮崎県告示第 800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月5日から同年同月19日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路		路線名	区	間	供用開始の期日		
番号	種	類						
360	県道		県道		田代八	東諸県	県郡綾	令和4年12月5日
			重綾線	町大	字北俣			
				中尾	国有林			
				2098	- ろ林			
				小班;	から同			
				郡同日	町同大			
				字中周	 国有			
				林209	98-ろ			
				林小哥	狂まで			
	l		1					

クリーニング業法(昭和25年法律第 207号)第7条第1項の規定 により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日
 - 令和5年2月9日(木曜日)
- 2 試験の場所及び時間
- (1) 学科試験
 - ア 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階 防72号室
 - イ 時間 午前10時30分から正午まで
- (2) 実地試験
 - ア 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階 防72、75、76号室
 - イ 時間 午後1時から午後5時まで
- 3 試験科目
- (1) 学科試験
 - ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識

- イ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所の長(県外居住者にあっては、宮崎県内の保健所の長)を経由して宮崎県福祉保健部衛生管理課に提出すること。

- (1) 履歴書(学歴を詳細に記入すること。)
- (2) 受験資格があることを証する書類(卒業証書の写し若しくは 卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し)
- (3) 写真(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- 6 受験願書の受付期間

令和5年1月4日(水曜日)から同月18日(水曜日)まで

7 その他

- (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
- (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること
- (3) 合格者の発表は、令和5年2月22日(水曜日)午前9時から 各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。
- (4) 受験手続その他事項については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985 (44) 2628) に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用の切手を同封すること

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、 蓼池土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名		氏	名		住 所
理 事	内	村		充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理事	假	屋	宗	男	北諸県郡三股町大字長田2135番地 2
理事	山	元	厚	生	北諸県郡三股町大字蓼池2338番地 5
理事	内	田	明	廣	北諸県郡三股町大字蓼池3438番地 9
	-				

理	事	西		健-	一郎	北諸県郡三股町大字蓼池3476番地 2
理	事	福	永		均	北諸県郡三股町大字蓼池3499番地 4
理	事	小	林	正	美	北諸県郡三股町大字餅原1240番地
理	事	猿	渡	征	夫	北諸県郡三股町大字餅原 956番地 14
理	事	才	田	利	廣	北諸県郡三股町大字餅原1021番地 3
理	事	今	村	實	宣	北諸県郡三股町大字長田2587番地 1
監	事	福	永	廣	文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地 1
監	事	杉	野		満	北諸県郡三股町大字餅原1243番地 3
監	事	Щ	元	宏	_	北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2

(任期:令和8年11月14日まで)

2 退任した役員

2 K	任した	-1又 身	₹			
役	名		氏	名		住 所
理	事	内	村		充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理	事	假	屋	宗	男	北諸県郡三股町大字長田2135番地 2
理	事	Ш	元	厚	生	北諸県郡三股町大字蓼池2338番地 5
理	事	内	田	明	廣	北諸県郡三股町大字蓼池3438番地 9
理	事	福	永	幸	正	北諸県郡三股町大字蓼池3425番地
理	事	福	永		均	北諸県郡三股町大字蓼池3499番地 4
理	事	小	林	正	美	北諸県郡三股町大字餅原1240番地
理	事	猿	渡	征	夫	北諸県郡三股町大字餅原 956番地 14
理	事	才	田	利	廣	北諸県郡三股町大字餅原1021番地 3

令和 4 年 12 月 5 日 (月曜日) 第 363 号

理	事	今	村	實	宣	北諸県郡三股町大字長田2587番地 1
監	事	福	永	廣	文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地 1
監	事	杉	野		満	北諸県郡三股町大字餅原1243番地 3
監	事	西	村	幸	_	北諸県郡三股町大字餅原 169番地

建築士法(昭和25年法律第 202号)第9条第1項の規定により、 建築士の免許を次のとおり取り消した。

宮崎県公報

会和4年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日 令和4年11月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
- (1) 氏名

松尾 アッ子

- (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号 宮崎県知事登録第3911号
- 3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の 届出があったため。

企業局企業管理規程

宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 令和4年12月5日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第7号

宮崎県工業用水道条例施行規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県工業用水道条例施行規程(昭和39年宮崎県企業局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

....

(料金の徴収)

第24条 条例第29条本文の規定により料金を翌月徴収する場合は、翌月の15日までに徴収するものとし、同条ただし書の規定により随時徴収する場合は、条例第21条第1項の規定により計量した日から15日を経過した日までに徴収する。ただし、徴収すべき期限の日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。

(料金の徴収)

第24条 条例第29条本文の規定により料金を翌月徴収する場合は、翌月の25日までに徴収するものとし、同条ただし書の規定により随時徴収する場合は、条例第21条第1項の規定により計量した日から25日を経過した日までに徴収する。ただし、徴収すべき期限の日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。

改正後

附則

この企業管理規程は、令和5年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 136号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第 120条第1項の規定により、 次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、令和7年12月31日を もって効力を失う。

令和4年12月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊 宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から 117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30

メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第 137号

宮崎海区におけるさんごの採捕について、漁業法(昭和24年法律 第 267号)第 120条第1項の規定により、次のとおり指示する。 令和4年12月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊 (採捕の制限)

1 宮崎海区において、あかさんご、ももいろさんご及びしろさん ごの生体及び死骸(以下「宝石さんご」という。)を採捕しては ならない。ただし、宮崎海区漁業調整委員会の承認を受けた場合 は、この限りでない。

(承認の対象者)

2 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

3 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、採捕 の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

4 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、3の承認 証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

5 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは 、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示すること ができる。

(承認の取消し)

6 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは 、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

7 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売しては ならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

8 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

9 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

10 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

11 この指示の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31 日までとする。